

## 補助金手続に関するQ&A

### Q1 変更申請が必要になる場合ってどんな時？（準備する書類）

- A 交付決定通知書に条件として記載していますが、以下のような場合に手続きが必要になります。
- ① 賃貸住宅の契約更新に伴い家賃に変更があった場合（賃貸借契約書の写し）
  - ② 町内の他の賃貸住宅に引っ越した場合（住民票の写し、賃貸借契約書の写し）
  - ③ 就職や転職により住宅手当に変更があった場合（就職先からの住宅手当支給証明書）
  - ④ 子どもが生まれた場合など世帯構成に変更があった場合（世帯全員が記載されている住民票の写し）

### Q2 補助金は途中で受け取ることもできるの？（準備する書類）

- A 既に入居している期間分については、最大6カ月分の家賃補助を概算払いとして受け取ることができます。（家賃の領収書・振込希望通帳の写し）

### Q3 交付決定を受けた後で、実績報告前に転出することとなった場合はどうなるの？

- A 交付決定後であれば中止の承認申請を町に提出してもらいます。  
その際、既に概算払いで補助金を受け取っていた場合には返還してもらうことになります。

### Q4 アパートを友達と二人で借りていますがそれぞれ補助を受けられますか？

- A アパートなどを友人と借りている場合には、契約者に対して補助します。  
ただし、友人との間で転貸契約を結んでおり、家賃の負担や条件が定められている場合には、それぞれ負担する家賃に対して補助が受けられます。

### Q5 契約書を交わさずに借りている住宅家賃も補助の対象になりますか

- A 補助金を申請したい場合は、契約書を作成していただくことになります。

### Q6 令和5年11月に移住し、アパートの賃貸借契約の締結と住所変更をしました。

しかし、補助金交付申請書の提出が遅れ、補助金の交付申請が令和6年5月になってしまいました。令和5年度分までさかのぼって補助金はもらえますか？

- A 補助金の請求は、補助金の交付申請をした年度より前にさかのぼることができません。今回の場合は、対象外となってしまった令和5年度分の4月間を除く、令和6年4月から令和7年11月までの20月間が補助金の交付対象期間となります。

（参考）

令和5年12月～令和6年 3月←対象外（4月）

令和6年 4月～令和7年 3月←令和6年度交付対象期間（12月）

令和7年 4月～令和7年11月←令和7年度交付対象期間（8月）

**Q7 申請時及び実績報告時の地域社会貢献活動とは、どのような活動が対象となりますか？**

A 要綱にも一部記載していますが、具体的な例としては以下のとおり

① 行政区活動に参加

※ 行政区の活動（街頭指導・集会所の清掃・環境美化・防災訓練など）

② 消防団の活動 消防団への加入

③ 個人・団体等による社会貢献活動に参加

海岸清掃、ゴミ拾い、里山等への植樹など景観美化活動

※ 個人・団体等の活動に参加した場合は、活動状況の分かる写真や募集記事等を添付してください。その際、活動報告や写真には実施日が分かるよう日付を表示するようお願いいたします。

**その他**

町が補助対象要件に地域社会貢献活動を定めているのは、積極的に行政区活動などを通じ地域コミュニティと関わりをもって頂きたいところにあります。

そのための活動を探すことも、地域を知ることにつながると考えております。

転入して期間が短く参加できる活動がなかった場合などのご相談ください。